

<セルフ B 利用規約>

セルフ B 利用規約（以下、「本規約」という）は、株式会社フォーイット（以下、「フォーイット」という）が **afb** パートナー利用規約に基づきアフィリエイトパートナーに提供する「afb」の付帯サービス、「セルフ B」サービス（以下、「本サービス」という）の利用に関し、フォーイットとユーザー（第 1 条第 2 号に定義）との関係について規定するものとする。本規約に定めのない事項は **afb** パートナー利用規約に則るものとし、**afb** パートナー利用規約と本規約が抵触する場合は本規約を優先するものとする。

第 1 条（定義）

本規約において使用する用語を次の各号のとおり定義する。

(1) 本サービス

「本サービス」とは、ユーザーが本規約に基づき、ウェブサイト（本条第 4 号に定義）においてクライアントが定める行為を行うことで成果報酬を得ることが出来るサービスをいう。

(2) ユーザー

「ユーザー」とは、本サービスを受けることのできる者として、本規約に同意の上で、会員登録をし、フォーイットが入会を認めた個人または法人をいう。

(3) クライアント

「クライアント」とは、フォーイットが別途規定する「afb クライアント利用規約」に同意してウェブサイト広告を表示する者をいう。

(4) ウェブサイト

「ウェブサイト」とは、フォーイットが開設するセルフ B に関するウェブサイトをいう。

(5) プロモーション

「プロモーション」とは、ウェブサイト広告に掲載してリンクを通じて行うクライアントの宣伝活動を総称するものであり、掲載される広告の種類および形態ごとに 1 単位のプロモーションとして取り扱うものとする。クライアントは、本サービスに係る成果報酬について、プロモーションの単位ごとに決定することができる。

(6) 成果報酬

「成果報酬」とは、クライアントが事前に定める行為を行うことによりユーザーに対して支払われる広告成果についての報酬をいう。

(7) リンク

「リンク」とは、ウェブサイト置かれ、クリックにより、ユーザーのブラウザにクライアントサイトを表示するハイパーリンク、テキスト、商品イメージ、ボタンロゴ、バナーなどクライアントによって生成されたすべての形態をいう。

(8) 本契約

「本契約」とは、本規約を契約内容とするフォーイットとユーザーとの間の契約をいい、次条に従って、ユーザーとなろうとする者がフォーイットに対してユーザーとなる旨の申込みを行い、フォーイットがこれを承諾したときに成立するものとする。

第2条（申込みと承認）

1. ユーザーとなろうとする者は、本規約に同意した上で、ウェブサイト上のフォーイット所定の申込みフォームに必要な事項を明記して、フォーイットに対し、ユーザーになる旨の申込みを行うものとする。
2. ユーザーとなろうとする者からの前項の申込みに対してフォーイットが承諾するか否かは、フォーイットの裁量によるものとし、承諾する場合は、電子メールにより行われるものとする。
3. フォーイットは申込みを承諾した後であっても、本規約第14条に基づき本契約を解除できる。

第3条（成果報酬の種類）

成果報酬の種類は、次の各号のとおりとする

(1) クリック型

ウェブサイトにおいて、ユーザーによるリンクのクリックに応じて支払われる方式による成果報酬をいう。ただし、同一または実質的に同一のユーザーが、同一のリンクに対してフォーイットが合理的に定める一定時間内に1回を超えてクリックをしてもクリック数にはカウントされないものとする。

(2) 結果報酬型

ウェブサイトにおいて、ユーザーによるクライアントの商品やサービスの購入、アンケートへの回答などの所定の結果に応じて支払われる方式による成果報酬をいう。

第4条（成果報酬の算定）

ユーザーは、各プロモーションに係る成果報酬の発生条件または算定方式について、フォーイットとクライアントの合意により随時変更される可能性があることを了承し、これに異議を述べないものとする。

第5条（成果報酬の支払い）

1. フォーイットは、クライアントから支払いを受けた成果報酬について、afb パートナー利用規約に基づきユーザー名義の指定口座に振り込んで支払うものとする。なお、振込手数料は、フォーイットの負担とする。
2. 前項にかかわらず、フォーイットがユーザーに対して支払うべき成果報酬の未払残額

(以下、「未払残額」という)が合計で 777 円未満の場合は、その次の回の支払期限まで支払いが繰り延べられるものとする。また、本契約終了時において、未払残額が合計で 777 円未満の場合は、フォーイットにおいて、その未払残額相当額について本契約終了事務に係る手数料として自ら領収することができる。

3. ユーザーが本条第 1 項の指定口座にすることができるのは、日本国内の普通預金または当座預金の口座（郵便局の口座は含まれない）とする。
4. ユーザーがフォーイットに届け出ている指定口座の情報の不備があるときは、フォーイットは、これを調査または確認することを要さず、金銭の支払いの遅延について何らの責任も負わないものとする。

第 6 条（プライバシーポリシー）

フォーイットは、本サービスの提供によって得られた情報について、フォーイットが別に定めるプライバシーポリシーを厳守するものとする。

第 7 条（ユーザーによる広告成果の管理）

フォーイットは、ユーザーに対しウェブサイト上に専用の管理ページを提供し、ユーザーは、当該管理ページへ恒常的にアクセスし、自己の成果報酬等を確認し、誤っている、またはそのおそれのある表示等を発見したときは、フォーイットに速やかに報告するものとする。

第 8 条（ID とパスワードの管理）

ユーザーは、本サービスに係る自己の ID およびパスワードを第三者に開示または貸与してはならず、また、第三者に漏洩しないように厳重に管理しなければならない。ユーザー以外の第三者が当該ユーザーの ID およびパスワードを使用して本サービスを利用したときは、フォーイットは、当該利用について、当該ユーザーによる利用とみなすことができる。

第 9 条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約成立の日から 6 ヶ月間とし、有効期間満了までに、当事者のいずれからも更新拒絶の意思表示がなされない限り、自動的に 6 ヶ月更新されるものとし、その後も同様とする。

第 10 条（ユーザーによる解約）

1. ユーザーは、フォーイットが開設するウェブサイト上の「退会ボタン」をクリックすることによりいつでも本契約を解約することができる。
2. ユーザーが前項の定めに基づき本契約の解約を行う場合、未払いの成果報酬について

は契約解約料としてフォーイトが受領するものとし、フォーイトはユーザーに対して支払いを拒否できるものとする。

第 11 条 (担当者との連絡)

1. ユーザーとフォーイトの間の連絡事項の伝達は、電子メールまたはウェブサイトにて行われるものとし、ユーザーは、登録する電子メールアドレスがフォーイトからの電子メールを常に受信できるようにしておくものとする。
2. フォーイトが、ユーザーから届出を受けた連絡用の電子メールアドレスに電子メールを送信したときは、これが到達しない場合であっても、送信時において到達したものとみなす。

第 12 条 (禁止行為)

1. ユーザーは、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 複数 ID の登録
登録されたメールアドレス、指定口座、氏名などの一部または全部が同一であるなど、実質的に同一人と認められるにもかかわらず、複数のユーザーID を取得する行為
 - (2) なりすまし行為
他人の氏名や住所もしくは、虚偽の氏名や住所を登録し本サービスを利用する行為
 - (3) ID の共有
取得した ID とパスワードを他人に開示し、本サービスを利用させる行為
 - (4) 虚偽行為
クライアントの広告目的または本サービスの趣旨に反するクリックや注文、登録等を発生させるなど不当に成果報酬を得ようとするものと評価し得る行為 (プログラムや frame タグ、iframe タグ、ソフト等を用いた不正クリック、IP およびホスト名等を偽っているクリック、リードメールへの掲載を含む)
 - (5) スпам行為
電子メールでのスパム行為、掲示板への書きこみ等による宣伝行為、およびその他の方法によるフォーイトおよび第三者への迷惑になり得る行為
 - (6) クライアントへの直接連絡
フォーイトを介さずにクライアントに対して本サービスについて直接連絡を行うこと
 - (7) その他フォーイトが不正とみなした行為
2. フォーイトは、前項の禁止行為の存在が疑われる場合、その他相当と認められる場合は、ユーザーに対し情報提供を求めることができ、ユーザーは、これに応じるもの

とする。

3. フォーイットは、本条第 1 項の禁止行為の存在が認められた場合、当該行為をただちに改める様ユーザーに警告し 1 週間を経過してもなお当該行為が改められない場合、第 14 条の規定に基づき本契約を解除できるものとする。なお、当該行為を速やかに停止させなければ、本サービスの提供や他のユーザーに影響があるとフォーイットが判断した場合、何らの催告なく本契約を解除できるものとする。

第 13 条 (資格)

ユーザーは、次の各号の条件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 成人であること
- (2) フォーイットに開示した情報に偽りが無いこと
- (3) 過去にフォーイットから契約解除をされたことがないこと
- (4) 過去にフォーイット以外の者（以下、「他事業者」という）の運営する本サービスと同類の契約について他事業者から解除されたことがないこと
- (5) 日本国内に住所を有していること

第 14 条 (本契約の解除、違約金)

フォーイットは、ユーザーが次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告なくして本契約を解除することができるものとする。なお、本条の適用によりユーザーが本契約を解除された場合、未払いの成果報酬については違約金としてフォーイットが没収するものとし、フォーイットはユーザーに対して支払いを拒否できるものとする。

- (1) 本契約に違反した場合
- (2) 法令その他の諸規則に違反した場合
- (3) ユーザーが、暴力団、反社会的勢力又はこれらに準ずるもの（以下、「暴力団等」という）の構成員又は準構成員であることが判明したとき
- (4) ユーザーが、暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与し、又は暴力団等と交流していた事実が判明したとき
- (5) ユーザーが前条に定める資格を満たさないことが判明し、または、満たさなくなった場合

第 15 条 (本サービスのメンテナンス)

本サービスのメンテナンスは、定期・不定期を問わず実施されるものとする。

第 16 条 (本サービスの一時停止)

前条のメンテナンスを行う場合、本サービスの稼動するサーバー、ソフトウェア等に

つき、保守点検、修理、補修等を実施する上で必要がある場合その他フォーイットが必要と認める場合には、フォーイットは、本サービスを一時的に停止することができる。

第 17 条（本サービスの変更または中止）

フォーイットは、本サービスの内容の全部または一部を変更または中止することが必要または相当であると認める場合、本サービスの内容を変更または中止することができる。この場合、フォーイットは、ユーザーに対し、事前に（やむを得ない場合は事後に）、変更または中止の内容をウェブサイトにおける表示をもって、または電子メールにて通知するものとする。

第 18 条（秘密保持）

1. ユーザーは、本サービスに関連して知り得た全ての情報について、第三者に公開または漏洩してはならず、または、本契約の目的以外に利用してはならない。当該情報には、アカウント管理システムに表示される全ての情報や、フォーイットより送信される電子メールに書かれた全ての情報を含むものとする。
2. 本条の規定は、本契約が終了した後も効力を有するものとする。

第 19 条（情報の開示）

フォーイットは、ユーザーが本契約の条項に違反したまたは違反したと疑われる場合、以下の各号の範囲で、ユーザーの情報を第三者（同業者を含む。）に開示できる。

- (1) ユーザーの違反または違反したと疑われる行為を調査するために必要な範囲
- (2) ユーザーの違反または違反したと疑われる行為の助長防止、被害拡大防止、再発防止のために必要な範囲
- (3) プログラムの運営上必要な範囲
- (4) 裁判所もしくは警察その他行政機関の命令・捜査等があった場合または裁判所もしくは警察その他行政機関に対し、訴訟その他の手続上、提出するべきとフォーイットが判断した場合

第 20 条（保証の制限）

フォーイットは、本サービスについて、次の各号の事項を保証するものではなく、第 15 条または第 16 条に該当する場合を含め、ユーザーは何らの異議を述べず、また、フォーイットは何らの責めも負わないものとする。

- (1) 本サービスが停止することなく、常時運営され続けること
- (2) 本サービスに欠陥が生じた場合に、常に原状のとおり復元・修復されること
- (3) 本サービス内にコンピュータウイルスなどの破壊的構成物が存在しないこと

- (4) 前3号を完全に確保するためのセキュリティ方法を提供すること
- (5) ユーザーの動作環境に全く依存しないで、広告を正常に表示させること

第21条（責任の限定）

本サービスに関連してユーザーに損害が発生した場合、フォーイットに帰責事由がないときは、フォーイットは何らの責任も負わず、フォーイットに帰責事由があるときは、フォーイットに故意または重大な過失がある場合を除き、300円をもってフォーイットのユーザーに対する損害賠償額の上限とする。

第22条（知的所有権及びライセンス）

本サービスにおけるシステムプログラム等の著作権その他本サービスに関連する一切の知的財産権は、広告素材に関するクライアントの著作権、商標権その他の権利を除き、フォーイットに帰属するものとする。ユーザーは、フォーイットおよびクライアントの権利を侵害してはならず、本サービスにおけるシステムプログラム、広告素材等について、これを改変してはならない。

第23条（権利義務譲渡の禁止等）

1. ユーザーは、本契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできないものとする。
2. 法人の合併等によりユーザーの権利義務の承継が発生した場合、ユーザーの地位も承継されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかにフォーイット所定の手続きに従い届け出るものとする。

第24条（本規約の変更）

フォーイットは、本規約の内容を変更することが必要または相当であると認める場合、本規約の内容を変更することができる。この場合、フォーイットは、ユーザーに対し、事前に、変更の内容をウェブサイトにおける表示をもって、または電子メールにて通知するものとする。

第25条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が消費契約法その他の法律等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

第 26 条（準拠法および合意管轄）

本規約は日本法に従って解釈され、本規約に関連してフォーイットとユーザーとの間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【2022 年 4 月 1 日最終改定】

【2017 年 4 月 14 日改定】

【2016 年 11 月 1 日改定】

【2013 年 12 月 9 日 施行】